

1 障害児福祉手当

身 知 精 難

児 者

在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を要する身体または精神に重度の障がい有する方が受給できます。

1 対象児童

* 概ね身体障害者手帳1級（一部2級を含む）、療育手帳A（一部Bを含む）の方

2 申請に必要なもの

- ①所定の診断書 ②申請書 ③印鑑 ④本人名義の預金通帳
⑤所得を証明するものなど ⑥手帳をお持ちの方はその写し

3 手当の額（令和6年4月現在）

月額15,690円（支給月は2月、5月、8月、11月）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 特別障害者手当

身 知 精 難

児 者

在宅の20歳以上で、日常生活において常時特別な介護を要する身体または精神に最重度の障がい有する方で、政令で定められた障がい程度に該当し、かつその障がい重複する方が受給できます。

1 対象者

1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下の方
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
3	両上肢の機能に著しい障がい有する方または両上肢のすべての指を欠く方もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がい有する方
4	両下肢の機能に著しい障がい有する方または両下肢を足関節以上で欠く方
5	体幹の機能の障がいにより座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がい有する方
6	前号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方
7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方

2 申請に必要なもの

- ①所定の診断書 ②申請書 ③印鑑 ④本人名義の預金通帳
⑤年金証書などの所得を証明するもの ⑥手帳をお持ちの方はその写し

3 手当の額（令和6年4月現在）

月額28,840円（支給月は2月、5月、8月、11月）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■施設入所中の方、病院に3か月以上続けて入院している方、本人などの所得が限度額以上ある場合は受給できません。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 特別児童扶養手当

身 知 精 難

児 者

身体または精神等に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または児童を養育している方に支給されます。ただし、請求者及び扶養義務者の所得制限があります。

1 対象児童

身体障害者手帳1～3級相当、療育手帳AまたはB相当

申請時に診断書等により医師が判断します。

2 申請に必要なもの

①所定の診断書 ②身体障害者手帳または療育手帳（所持されている方）

③戸籍謄本 ④請求者名義の預金通帳 ⑤その他必要と認める書類

3 手当の額（令和6年4月現在）

1級：月額55,350円、2級：月額36,860円（支給月は4月、8月、11月）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があります。

◇詳しくは福祉事務所子育て支援課（P54）までお問い合わせください。

4 児童扶養手当

身 知 精 難

児 者

18歳以下（一定の障がいを持つ子どもは20歳未満）の対象児童を監護・養育している方に支給されます。ただし、受給資格者または扶養義務者の所得により手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。また、受給資格者や対象児童が公的年金等を受け取ることができる場合は、その月額相当額が手当から差し引かれます。

1 対象児童

* 父母が婚姻を解消した児童

* 父又は母が死亡、もしくは父又は母の生死が明らかでない児童

* 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

* 父又は母に引き続き1年以上遺棄されているか、父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

* 母が婚姻によらないで懐胎した児童

* 父又は母がDVにより保護命令を受けた児童

★児童扶養手当を受けられない場合

* 手当を受けようとする方または対象児童が日本国内に住所を有しないとき

* 離婚した父又は母と生計を同じくしているとき

* 父もしくは母の配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にあるものを含む）に養育されているとき

* 対象児童が里親に委託されたり、施設に入所しているとき

2 申請に必要なもの

①請求者名義の預金通帳 ②その他必要と認める書類

3 手当の額（令和6年4月現在）

月額1人目：45,500円（※全部支給の場合）、2人目は10,750円加算、3人目以降は6,450円加算（支給月は1月、3月、5月、7月、9月、11月）

※手当額は受給者の所得に応じて10円単位で算定されます（45,490円～10,740円）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出する必要があります。

◇詳しくは福祉事務所子育て支援課（P54）までお問い合わせください。

5 障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

身 知 精 難

児 者

障がい者の保護者が、死亡または重度障がい状態になったとき、障がい者に年金を給付し、生活の安定を図る制度です。扶養者が加入者となり毎月所定の掛金を支払います。

1 加入資格

次のいずれかに該当する方の保護者で、特別な疾病や障がいのない65歳未満の方

*療育手帳A・B所持者

*身体障害者手帳1～3級所持者

*精神障害者（一定以上の症状を有する方）など

2 申請に必要なもの

①所定の申請書 ②身体障害者手帳また療育手帳、障がいの程度を証明する書類

③印鑑 ④加入者と障がい者の住民票

3 掛金

加入者の加入時の年齢により1口月額9,300円～23,300円。加入は2口まで、加入者の世帯の収入状況により減免を受けられる場合があります。

4 受給額

月額1口20,000円

5 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

6 障害基礎年金（国民年金）

身 知 精 難

児 者

国民年金加入期間中に初診日がある病気、けがで障がいの状態になった20歳以上65歳未満の方が、概ね次の要件に該当するときに支給されます。

1 支給要件

*初診日（その負傷や病気をはじめて医師にみてもらった日）に国民年金に加入していること

- * 初診日から1年6カ月を経過した日（障がい認定日）の障がいの程度が国民年金の障がい等級に該当すること
- * 初診日の前日時点で初診日の属する月の前々月までの国民年金加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることまたは初診日の前日時点で初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納が無いこと

2 申請に必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②年金請求書 ③ご本人の生年月日が明らかになる住民票などの書類（マイナンバーを記入することで添付不要となります）
- ④医師の診断書 ⑤受診状況等証明書 ⑥病歴・就労状況等申立書 ⑦本人名義の通帳

〈20歳前障がいの場合〉

所得証明書（マイナンバーを記入することで添付不要となります。）

〈18歳未満の子がいる場合〉

- ①戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③子の収入が確認できる書類（マイナンバーを記入することで添付不要となります。）（義務教育終了前は不要）

3 年金額（令和6年4月現在）

- 1級 昭和31年4月2日以後生まれの方：年額1,020,000円（支給は偶数月の15日）
昭和31年4月1日以前生まれの方：年額1,017,125円（支給は偶数月の15日）
- 2級 昭和31年4月2日以後生まれの方：年額 816,000円（支給は偶数月の15日）
昭和31年4月1日以前生まれの方：年額 813,000円（支給は偶数月の15日）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 老齢基礎年金を繰り上げ受給していると該当になりません。
 - 20歳前に初診日がある病気・けがで障がいになった場合は20歳に達したときに、または20歳に達した後に障がいの状態にあれば支給されます。
 - 18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子または20歳未満で障がいのある子がいる方には加算があります。
- ◇詳しくは市民生活部国保年金課年金医療係（P54）までお問い合わせください。

7 障害厚生年金

身 知 精 難

児 者

厚生年金保険に加入されている人が、病気やけが等により一定の障がいの状態となったときに支給される年金です。障がい等級が1級と2級に該当になる方で65歳未満の配偶者がいる方は加給年金の対象となります。年金額については個々それぞれの加入期間によって異なります。また、障害厚生年金の給付の対象とならない場合は障害手当金を受給できる場合もあります。

1 対象者

- * 厚生年金保険に加入している期間中に初めて医師の診療を受けたときから、1年6カ月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障がいの状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障がいの状態となったとき
- * ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること

- 申請書類や支給額についてはそれぞれの申請者によって異なりますので、年金事務所へご確認ください。
- ◇詳しくはねんきんダイヤル（0570-05-1165）または古川年金事務所（P55）へお問い合わせください。共済年金については各共済組合へお問い合わせください。

8 生活安定資金の貸付

身 知 精 難 児 者

低所得世帯を対象に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の資金の貸付で、貸付限度額は5万円（特別限度額7万円）です。

1 対象者

＊登米市内に引き続き1年以上居住する低所得世帯であって、資金の貸付により生活の安定が図れると認められる世帯

■借り入れに関する注意点

- ・登米市内に居住する連帯保証人1名が必要です。
- ・貸付金は無利子無担保です。
- ・貸付金の償還期限は、貸付を受けた日の翌々月から1年以内とし、月賦償還または一時償還となります。

■お住まいの地区の民生委員を通じ、社会福祉協議会各支所にご相談、お申し込みください。

◇詳しくは登米市社会福祉協議会（P55～56）までお問い合わせください。

9 生活福祉資金の貸付

身 知 精 難 児 者

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障がいがある方や高齢者が同居する世帯に対し資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的な自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

1 対象者

- ＊他から借り入れが困難な低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度の世帯）
- ＊身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯
- ＊65歳以上の介護を必要とする高齢者と共に生活している世帯

2 生活福祉資金の種類および貸付限度

資金名	用途の例	貸付対象			貸付内容等 （貸付限度額、償還期間等）
		低所得	障がい者	高齢者	
福祉費	①生業（開業・事業拡張等）を営むために必要な経費	○	○	○	460万円以内、20年以内
	②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	技能を修得する期間、8年以内 ・6か月程度 130万円以内 ・1年程度 220万円以内 ・2年程度 400万円以内 ・3年程度 580万円以内
	③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○	○	○	250万円以内、7年以内
	④福祉用具等の購入に必要な経費	○	○	○	170万円以内、8年以内
	⑤障がい者用自動車の購入に必要な経費	—	○	—	250万円以内、8年以内
	⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○	513万6千円以内、10年以内

資金名	使途の例	貸付対象			貸付内容等 (貸付限度額、償還期間等)
		低所得	障がい者	高齢者	
福祉費	⑦負傷または疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	療養期間による、5年以内 ・1年以内 170万円以内 ・1年を超えて1年6ヵ月以内で世帯の自立に必要なとき230万円以内
	⑧介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	介護サービスを受ける期間による、5年以内 ・1年以内 170万円以内 ・1年を超えて1年6ヵ月以内で世帯の自立に必要なとき230万円以内
	⑨災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	○	○	○	150万円以内、7年以内
	⑩冠婚葬祭に必要な経費	○	○	○	50万円以内、3年以内
	⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	○	○	○	50万円以内、3年以内
	⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	○	○	○	50万円以内、3年以内
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ②給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ③火災等被災によって生活費が必要なとき ④その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	○	○	○	10万円以内、12ヶ月以内

■借りに関する注意点

- ・原則として、連帯保証人が必要となります。（ただし、「福祉費の就職、技能習得等の支度に必要な経費」で生計中心者が連帯借受人となる場合には、連帯保証人を必要としません。）

※連帯保証人を立てられない場合でも貸付を受けることができます。

- ・他の資金が借りられる場合は、そちらが優先となります。

例：母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫…など

- ・滞納すると残元金に延滞利子（年3%）がつきます。

■お住いの地区の民生委員を通じ、社会福祉協議会各支所にご相談、お申し込みください。

※生活困窮者自立支援制度の利用が要件になってます。

◇詳しくは登米市社会福祉協議会（P55～56）までお問い合わせください。

10 介護料の支給（自動車事故による）

身 知 精 難

児 者

自動車事故によって、「脳」「脊髄」「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障がいを持つため日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に支給されます。

1 対象者

①自賠責保険等において、後遺障害等級が次に認定されている方

区 分	受給資格	後遺障がい等級
平成14年4月1日以降の事故	I 種（常時要介護）	自賠法施行令別表第一「第1級1号」または「第1級2号」
	II 種（随時要介護）	自賠法施行令別表第一「第2級1号」または「第2級2号」
平成14年3月31日以前の事故	I 種（常時要介護）	改正前の自賠法施行令別表「第1級3号」または「第1級4号」
	II 種（随時要介護）	改正前の自賠法施行令別表「第2級3号」または「第2級4号」

②自賠責保険等において、後遺障害等級が認定されていない方

自損事故により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）のうち、次の要件の全てを満たす方

- 1) 上記の①と同程度の障がいがあると認められた方
- 2) 事故後18か月以上が経過し症状が固定したと認められる方

2 認定申請書類

①介護料受給資格認定申請書 ②戸籍謄（抄）本 ③住民票 ④所得証明書

⑤誓約書 ⑥念書（本人以外の方が申請する場合）

* 後遺障害等級の認定のための書類

認定のある方	認定のない方
⑦自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書 ⑧重度後遺障害診断書（特I種受給資格を希望の場合）	⑦交通事故証明書 ⑧事故時の診断書 ⑨重度後遺障害診断書

3 介護料の支給対象

①訪問看護等在宅介護サービス	ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ及び通所介護
②介護用品の購入等（修理を含む）	介護ベッド、介護用いす（車いす含む）、褥創予防用具、吸引器、特殊尿器、移動リフト及びスロープ（取り付け工事を伴わないもの）等
③消耗品の購入	紙オムツ、尿取りパット、導尿カテーテル、バルーンカテーテル、痰吸引用カテーテル、滅菌ガーゼ及び手袋（使い捨て用）等

4 短期入院（入所）費用の助成

年間45万円以内（年間45日以内）の範囲内で治療及び養護に要した費用に助成

* 入退院（所）時における患者移送費

* 室料差額負担金及び食事負担金に要する費用として自己負担した額（1日あたり1万円の上限内）

* 短期入院（入所）時におけるヘルパー等利用費

■入院や施設入所、他法による介護料に相当する給付を受けた場合、介護料は支給できません。

■所得制限があり、支給対象となる方の主たる生計維持者（家族で一番所得の多い方）に係る前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合はその年の9月から翌8月まで支給できません。

◇詳しくはNASVA独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所（電話022-204-9902）までお問い合わせください。